

宮代町まちづくり 基本条例



©埼玉県 2005



私たちは先人たちの努力の積み重ねから多くの恩恵を受けており、私たち自身も宮代町をより良い姿で、次の世代に引き継いでいく責任があります。

宮代町のまちづくりは、ここに住み、活動するすべての人の意思によって行われなければなりません。そのためには、自助と共助による市民自治の考え方を基本理念として共有し、市民が自ら出来ることは自ら行い、知恵と行動を持って、互いに協力し合いながら、身近な問題の解決にあたっていく必要があります。そして、町議会及び行政には、こうした市民の意思と行動を尊重しながら、その信託された役割に責任を持って応えていくことが求められます。

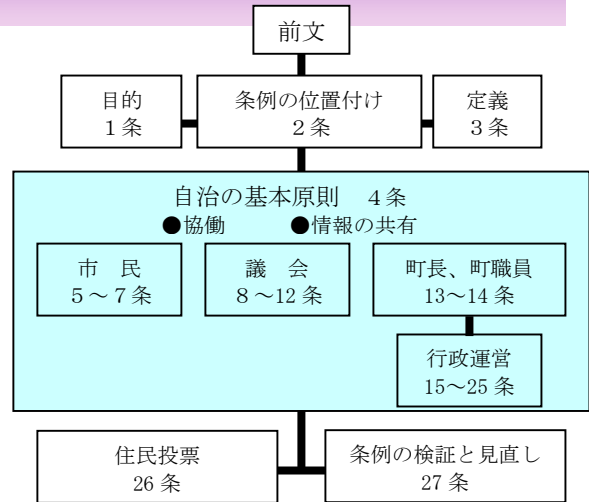
私たちは、こうした認識のもと、より良い宮代町を創造し続けていくための規範となるべきものとして、ここに、宮代町まちづくり基本条例を制定します。（条例・前文）

誕生、まちづくり基本条例

平成 20 年 4 月、宮代町まちづくり基本条例が施行されました。

この条例には、宮代町が将来にわたって住みよい町であるために、町の自治の基本的なきまりと、市民、町議会、行政の役割などが定められています。

まちづくり基本条例
宮代生まれ



▲「まちづくり基本条例」の構成

なぜ、この条例(ルール)が必要なのか

《社会は変化している》

地方分権が進み、国から県、県から市町村へ権限と責任が移ってきました。また、市民意識の高まり、NPOや市民活動の広がりなど、地方自治のあり方が大きく変わろうとしています。

《みんなで協力するために》

まちづくりは、市民、議会、行政が互いに尊重し協力して進めていかなければなりません。そうした市民自治のまちづくりを進めていくためのきまりが町にはありませんでした。

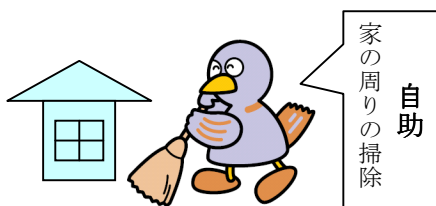
それぞれが互いの役割を理解し、力を合わせてまちづくりを進めていくために、みんなに共通のルールが必要だったのです。



条例の目的と基本的な考え方

町は「市民自治のまちづくり」を進めることで、より良い宮代町の実現を目指しています。そのもととなるのが「自助と共助による市民自治」という考え方です。

身の回りの問題は、まず個人や家庭で解決にあたります（自助）。個人や家庭で解決できない問題は地域で解決にあたり（共助）、それでも解決できない問題は行政に委ねます（公助）。この仕組みが「自助と共助による市民自治」という考え方の原点です。



市民自治に欠かせないこと（原則）

① 協働

住民、自治組織、事業者、NPO、議会、行政など、地域で暮らし活動している人たちが、地域の将来展望と課題を共有し、力を合わせて地域づくりを実践していくことです。

例えば防災活動

■宮代町

- ・防災計画作成
- ・防災訓練の共同開催
- ・自主防災活動補助金



■市民団体、自治組織

- ・自主防災組織の結成
- ・防災訓練の開催と参加
- ・初期消火、避難所運営補助



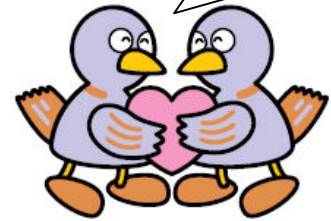
■消防団、消防署

- ・消火、人命救助
- ・火災予防、啓発活動
- ・防災訓練の共同開催

■事業者

- ・防災協力事業所登録
- ・救援物資の提供や運搬
- ・災害復旧活動

みんなで力を合わせて、まちを良くしていこう



② 情報共有

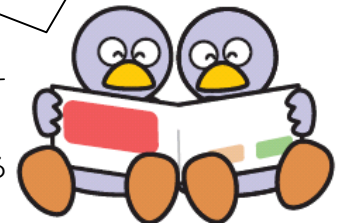
まちづくりに関する情報を、市民も議会も行政も、みんなが同じように知っていることです。

情報を得ることはまちづくり参加への第一歩です。

いくつできているかチェックしてみよう！

- 広報みやしろを読んでいる…毎月発行、町内の主な公共施設にあります
- 宮代町のホームページ、「電腦みやしろ」をチェックしている
- 市民活動スペース（役場内）の「情報公開コーナー」に立ち寄っている
- まちづくり出前講座を知っている

情報は得る努力も必要だよ。議会や行政のほか、自治会や市民活動団体も情報を発信しているよ。



市民活動スペース



まちづくり出前講座

市民、議会、行政の役割

市民、議会、行政は、「協働」と「情報共有」の原則のもとに、互いの立場や役割を尊重し、協力してまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

宮代町まちづくり基本条例では、次のことをそれぞれの役割としました。

市民 (第5条～第7条)

自分たちのまちのことを自ら考え行動します

法令等に規定された義務を守る



遵守

行動

主体的、自立的に地域単位の自治を行う



自治

参加

公共性の視点を持って行動する



市民同士で誘い合いまちづくりに参加する



議会 (第8条～第12条)

市民の意見を求め、開かれた議会にします

住民の代表として町の重要事項を決定する



決定

監視

市民から意見を求め、議会の意思決定過程を分かりやすく説明する



説明

提言

行政の仕事を見張っている



政策の提案、条例の立案活動をする



協働 情報共有

行政 (第13条～第25条)

説明責任を徹底し、市民参加によるまちづくりを進めます

まちづくりに関する情報を分かりやすく説明する



市民の生命及び財産の安全を確保するとともに、緊急時に備える



説明

応援

守る

経営

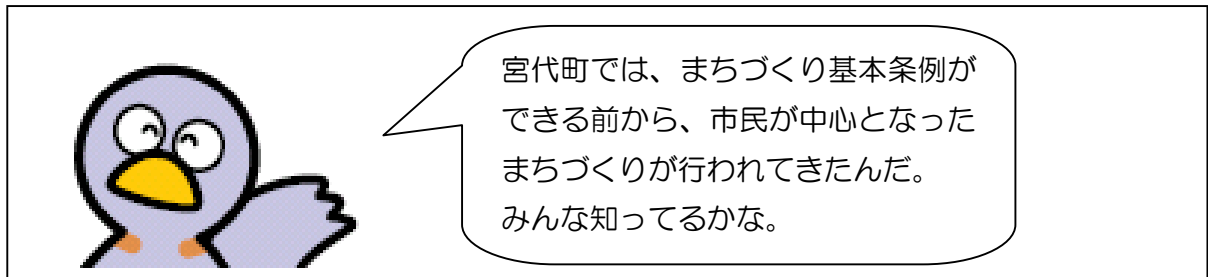
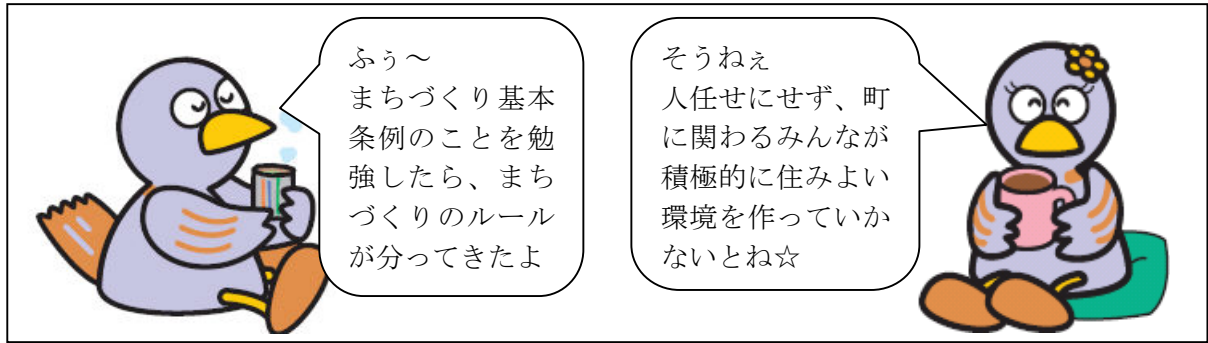
市民がまちづくりに参加しやすい環境を整える
地域自治及び市民活動を尊重し、支援する



財政の健全性を確保する



みんなで考え、行動して、まちを良くしよう



■みやしろ町民まつり

夏の宮代を代表するこの祭りは、町民有志によって構成された実行委員会が、毎年企画運営しています。



■みやしろイルミネーション

「みやしろの顔づくりプロジェクト」に参加した若者が中心となって、クリスマスシーズンの東武動物公園駅西口駅前通りの夜を彩ります。



■国際交流パーティー

市民グループ「みやしろ国際交流ネットワーク」と町の共催で、200名ほどの参加者が食と文化の交流を行います。



■山崎山の下草刈り

山崎山の雑木林を良好に保つため、さいたま緑のトラスト協会と町の呼びかけで、定期的に行われています。



■まちづくり基本条例策定

公募による市民会議と町議会議員プロジェクトチーム、町職員プロジェクトチームがともに考え検討作業を行いました。



私たちのまち宮代を素敵なまちにしていくのは私たち自身であり、一人ひとりが宮代のまちづくりのメンバーです。

今も私たちのまわりでは、様々なまちづくり活動が市民の手によって行われています。困っている人を支えたり、自然環境を保全したり、豊かなコミュニティを育んだり。こうした活動の一つ一つが住み良いまちを作り上げていくことにつながっています。

身の周りのこと、住んでいる地域のこと、そして町全体のこと、私たちにできることはたくさんあります。

できることから始めましょう。



活動に参加したいけれど、どうしたらいいのかわからないなあ…

町の広報紙やホームページ、市民活動スペースでまちづくりに関する情報をさがしてみよう。地域の催しに参加してみるのもいいよ。



発行 宮代町
問合せ 宮代町総務政策課公共改革担当
電話 0480-34-1111 内線 215
発行日 平成 21 年 2 月